

朝日町では、住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、平成17年度から平成23年度に新たに固定資産税が課せられる住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

- ・本町の住民であること
- ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間

☆今年度対象者

平成20年度から平成22年度に新たに住宅の固定資産税が課せられる事になった方

☆申請期限

平成22年度分の固定資産税を完納後、平成23年3月10日（木）までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についてのお問い合わせ先

産業振興課 TEL 377-5658 FAX 377-4543

65歳未満の年金所得に係る個人住民税について

平成21年10月より、65歳以上の公的年金等所得に係る個人住民税について、公的年金から特別徴収（年金からの天引き）が開始されました。これに伴い、65歳未満で公的年金の特別徴収の対象とならない方については、公的年金等所得分の個人住民税と給与所得分の個人住民税を合算して、給与から特別徴収ができませんでした。

この度の税制改正により、65歳未満の方は、公的年金等所得分の個人住民税と、給与所得分の個人住民税を合算して、給与から特別徴収されることになりました。

つきましては、平成22年度個人住民税の納税方法が昨年度と異なる場合がありますので、ご承知おきくださいようお願いします。

○65歳未満で給与所得とその他所得（年金所得を含む）を有する方の場合

平成20年度まで

原則、給与から特別徴収
給与所得分+年金所得分
+その他所得分
(営業、農業、不動産所得など)

年金所得分については、窓口（若しくは口座振替）にて個人住民税を納付していただいておりました。

平成21年度

原則、給与から特別徴収
給与所得分+その他所得分

年金所得分

65歳未満は、普通徴収
(65歳以上は、年金から特別徴収)

平成22年度から

原則、給与から特別徴収
全ての所得に係る個人住民税が
給与から特別徴収されます。

※平成20年度までの納付方法と
同じです。

改正農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について

【賃借料情報】

地区名	利用地目	区分	賃借料 (10a当たり)	データ数
朝日町全域	田	最高	10,200円	72
		平均	7,307円	
		最低	7,000円	

改正農地法の施行（H21.12.15）に伴い従来の【標準小作料制度】が廃止されました。新たに農業委員会が過去1年間で実際に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータにより、賃借料情報を提供することになりました。

農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとしてご活用ください。

【農地法より抜粋】（情報の提供等）

第52条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。